

性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置等を求める意見書

性犯罪、性暴力被害者にあつては、被害者の個人の尊厳が害され、被害者がみずから個人として尊重されるべき存在であると認識することが困難になる等重大で深刻な被害が生じている。同時に、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは冰山の一角に過ぎない。

性犯罪、性暴力被害の特殊性、深刻性に鑑み、国の第二次犯罪被害者等基本計画でもその必要性が認められているとおり、性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターを各都道府県に最低一カ所は設置し、被害者が被害を受けたときから直ちに必要十分な支援を受けられることができるようにすべきである。

よつて、国会及び政府におかれては、性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置の支援を含め、次の項目を含む施策の早急な実施を強く求める。

一 性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を都道府県に義務づける法律を早急に制定し、二十四時間体制のワンストップ支援センター設置や全国共通番号の相談電話窓口の設置など性犯罪等被害者支援のための施策を総合的に策定するとともに、必要な財政上の措置を講ずること。

二 ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。また、計画の策定を初め、関連する施策の立案においては、性犯罪等被害者、その支援者などがその立案過程に参加し実態に即した形で行うこと。

三 都道府県による性犯罪等被害者支援計画の策定、ワンストップ支援センターの設立及び運営に対する財政援助など支援体制を整備すること。

四 性犯罪等被害者の状況、政府が講じた性犯罪等被害者支援施策の実施の状況に関する報告書を公表すること。

五 刑法強姦罪の適切な見直しを行うとともに、刑事手続・民事手続における被害者の精神的被害等を防止する方策、未成年者に対する性犯罪に係る公訴時効について検討すること。右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年三月二十五日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣	加藤勝信殿